

納税の猶予や県税の減免

税金を納期限までに納税できない特別な事情のある方は、所管の（申告先又は納付書を送付してきた）各地方局県税窓口にご相談ください。納税の猶予（徴収の猶予・換価の猶予）や納期限の延長、税金の減額・免除が認められる場合がありますので、お早めにお申し出ください。

■徴収の猶予

- 理由 1 財産が災害（震災、風水害、火災など）や盗難にあったとき
2 本人や親族が病気やケガをしたとき
3 事業に大きな損害を受けたとき又は事業を廃止したとき など
- 期間 1年以内（やむを得ない理由があるときは、2年を限度として延長できます。）

■換価の猶予（差押財産の換価（売却）の猶予等）

- 理由 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき など
- 期間 1年以内（やむを得ない理由があるときは、2年を限度として延長できます。）
※その県税の納期限から6か月以内に、所管の地方局（支局）に申請すること等により、認められる場合があります。

■納期限の延長

- 理由 災害などにより納期限までに納税や申告ができない場合には、期限が延長されます。
- 期間 災害などがやんだときから2か月以内

■県税の減免

それぞれの理由に該当したときは、県税が減額又は免除されます。

- 個人の県民税
個人の市・町民税が減免されたとき
- 個人の事業税
災害などにより 損害を受けたとき
- 不動産取得税
災害により不動産に損害を受けたため、それに替わる不動産を取得したとき
取得した不動産が災害を受けたとき
- 自動車税環境性能割
自動車の取得後2か月以内に災害により自動車に損害を受けたとき
- 身体障がい者の方などへの自動車税（環境性能割・種別割）の減免

こんな時は、最寄の地方局県税窓口へご相談ください！